

こども医療費助成とは

戸田市では、子育てにおける経済的負担を軽減し安心して子育てができるように、0歳～18歳を対象に医療費の助成を行っております。

受給資格者と対象こども

| | |
|-------|----------------------|
| 受給資格者 | 対象こどもの父と母のいずれか所得の多い方 |
| 対象こども | 戸田市に住民登録がある0歳～18歳年度末 |

助成対象と資格認定日

| 年齢 | 助成対象診療 | 助成額 | 所得制限 |
|-----------------|-------------|-------------|------|
| 0歳～15歳年度末 | 通院・入院(含食事代) | 全額(保険診療分のみ) | なし |
| 15歳年度末翌日～18歳年度末 | 入院のみ(含食事代) | | |

資格は登録申請書の受付日からとなります。ただし、特例として、転入日や出生日の翌日から15日以内に手続きをすると、転入日や出生日から対象になります。なお、15歳年度末翌日以降に転入等で資格登録をされる場合は、初回請求時に資格登録が必要です。

対象外になる子ども

- ①生活保護費受給者
 - ②重度心身障害者医療費受給者
 - ③ひとり親家庭等医療費受給者
 - ④規則で定める施設への入所者
 - ⑤児童福祉法に規定する里親などへの委託を受けている者
- ※6歳の3月31日までは③よりもこども医療費受給が優先されます。

必ずお届けください

健康保険証・登録口座情報・電話番号の変更があった場合



変更届が必要です。戸田市こども医療費受給資格者証、健康保険証、口座情報のわかるもの、身分確認書類(免許証等)を持って来庁してください。
※お電話でのお問い合わせ等への回答は、登録された電話番号への折り返しとなります。ご注意ください。

戸田市外へ転出する場合



消滅届を提出していただきます。また戸田市こども医療費受給資格者証は回収となります。戸田市でのこども医療費の対象は転出日(予定日)の前日までです。

戸田市こども医療費受給資格者証を紛失または破損した場合



再交付申請が必要です。子どもが加入している健康保険証を持って来庁してください。

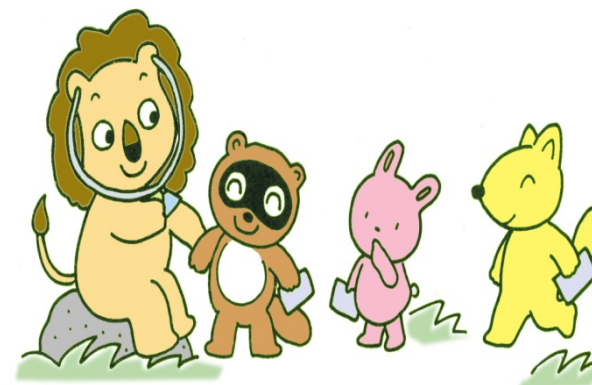
適正受診にご協力ください

- ①はしご受診はやめましょう。
 - ②薬のもらい過ぎや飲み合わせに注意しましょう。
 - ③休日や夜間の受診は必要最小限にしましょう。
 - ④ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進
- へのご理解、ご協力をお願いいたします。



令和4年10月1日から制度が一部変わります

こども医療のお知らせ



お問い合わせ先

戸田市役所
こども家庭支援室 医療・手当担当
〒335-8588
埼玉県戸田市上戸田1-18-1
TEL048-441-1800(内線234)

ホームページアドレス
<http://www.city.toda.saitama.jp/>

医療費助成の受け方

●埼玉県内受診の場合（15歳年度末まで）

◆埼玉県内の医療機関で、「子ども医療費受給資格者証」と「健康保険証」を提示（窓口負担なし）

医療機関でお支払いが不要です。ただし、保険診療分のみです。

（注意）
○受給資格者証の提示は毎回必ず行ってください。

◆埼玉県内の医療機関で、「子ども医療費受給資格者証」を提示できなかった場合（窓口負担あり）

（例）・「子ども医療費受給資格者証」を忘れてしまった。
・窓口払いのみ対応としている埼玉県内の一部医療機関での受診。
・子ども医療費の資格申請中である場合など。

医療機関でお支払いが必要

「戸田市子ども医療費支給申請書」を記入し、子ども家庭支援室へ提出

申請した月の約2ヶ月後の末日に、登録された口座へ振り込まれます。
※医療費が高額の場合を除く。また、対象となる診療は保険診療のみです。

（注意）
○申請書は市役所子ども家庭支援室・美笹支所・戸田公園駅前出張所にあります。また、戸田市のホームページからも印刷できます。
○申請書は医療機関ごと、診療月ごと、外来・入院別に1枚ずつ必要です。
○医療費が21,000円以上となる場合、追加の書類が必要となります。
○支給は支給決定時の受給者名義の口座へ振り込みます。

●埼玉県外受診の場合

（15歳年度末までの通院・入院及び15歳年度末翌日～18歳年度末までの入院（県内分も含む））

◆埼玉県外の医療機関では「子ども医療費受給資格者証」は使用できません！

医療機関でお支払いが必要です。

「戸田市子ども医療費支給申請書」を記入し、領収書原本を添えて、子ども家庭支援室へ提出
※領収書原本はお返しできません。必要な方は事前に写しをご準備下さい。
※他に美笹支所、戸田公園駅前出張所の窓口でも提出できます。

通常、申請した月の翌月の末日に、登録された口座へ振り込まれます。
※医療費が高額の場合を除く。また、対象となる診療は保険診療のみです。

（注意）
○領収書の金額が21,000円以上となる場合、追加の書類が必要となります。来庁される前に子ども家庭支援室にお問い合わせください。
○申請書は市役所子ども家庭支援室・美笹支所・戸田公園駅前出張所にあります。また、戸田市のホームページからも印刷できます。
○医療費申請は、受診した翌月から支払日の5年後まで受付可能です。
○郵送での申請もできます。（送付先は市役所子ども家庭支援室）
○支給は支給決定時の受給者名義の口座へ振り込みます。

❁領収書の必要項目

申請できる領収書は、以下の①～⑤の全てが明記されているものです。

- ① 子どもの氏名
- ② 受診した年月
- ③ 保険総点数 及び 支払った金額
- ④ 医療機関名・医療機関の住所
- ⑤ 領収印



保育園・幼稚園・学校でのけが等で、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付等に該当する場合は、従来どおり、子ども医療費の助成対象となりません。